

<一般委託>

自動車騒音の常時監視及び振動調査業務委託仕様書

自動車騒音の常時監視及び振動調査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、騒音測定を行い道路に面する地域の住居等における道路騒音レベルと環境基準を比較することにより、横須賀市内の自動車騒音の現状を把握する。また、合わせて振動調査も実施し現状を把握する。
2	履行期間	契約の日から令和6年3月29日
3	施行場所	市内7路線
4	業務内容	別添特記仕様書のとおり
5	特記事項	業務委託契約約款第5条にかかわらず、本委託調査は業務の一部であっても再委託を禁止する。
6	関係法規	騒音規制法、振動規制法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 計量法に基づく計量証明事業の資格(音圧レベル及び振動加速度レベル)
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	環境部環境保全課 貞野 電話:046-822-9663

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

## 自動車騒音の常時監視及び振動調査業務委託特記仕様書

### 1 調査の目的

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、騒音測定を行い道路に面する地域の住居等における道路騒音レベルと環境基準を比較することにより、横須賀市内の自動車騒音の現状を把握する。また、合わせて振動調査も実施し現状を把握する。

### 2 準拠する法令等

本業務は本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- ① 環境基本法(平成 5 年11月19日法律第91号)
- ② 騒音規制法(昭和43年 6 月10日法律第98号)
- ③ 振動規制法(昭和51年 6 月10日法律第64号)
- ④ 騒音に係る環境基準(平成10年 9 月30日環境庁告示第64号)
- ⑤ 騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について(平成23年 9 月14日付 環水大自発第110914001号 環境省水・大気環境局長)
- ⑥ 自動車騒音常時監視マニュアルについて(技術的助言)(平成23年 9 月14日付 環水大自発110914002号 環境省水・大気環境局自動車環境対策課長)
- ⑦ 自動車騒音常時監視結果報告要領
- ⑧ 面的評価支援システム操作マニュアル
- ⑨ その他関係法令等

### 3 調査路線

調査路線は、一般都道府県道以上の道路及び 4 車線以上の市町村道とし、調査路線は下表のとおりとする。(変更する場合がある。)

No.	路線名	区間延長 (km)	区間
1	一般国道 16 号③	2.5	本町 1 丁目 1 先 ～ 三春町 2 丁目 4 先
2	一般国道 134 号②	5.9	久里浜 4 丁目 13 先 ～ 津久井 1 丁目 4 先
3	県道横須賀逗子線	0.8	船越町 5 丁目 1 先 ～ 船越町 3 丁目 22 先
4	県道武上宮田線	2.2	林 2 丁目 1 先 ～ 須軽谷 307 先
5	県道観音崎環状線①	1.6	馬堀海岸 2 丁目 24 先 ～ 走水 1 丁目 2 先
6	市道 1627 号線他 4 路線 (市道 4326 号線) (市道 4316 号線) (市道 5521 号線) (市道 6760 号線)	合計 3.1	追浜町 3 丁目 8 先 ～ 浦郷町 5 丁目 2944 先 夏島町 2873 先 ～ 追浜本町 2 丁目 43 先 浦郷町 5 丁目 2944 先 ～ 浦郷町 5 丁目 2931 先 浦郷町 5 丁目 2931 先 ～ 夏島町 2873 先 夏島町 2873 先 ～ 夏島町 2873 先
7	市道 7756 号線(衣笠十字路～ 湘南橋)	2.2	公郷町 2 丁目 11 先 ～ 池田町 5 丁目 15 先

※区間延長は現況を優先するものとする。

#### 4 調査時期

原則として令和5年11月30日までに調査を終了すること。

実施日は土・日曜及び祝休日等を避け、本市と協議の上決定する。

全地点の調査は同日に行うものとする。また、調査開始時間は午前10時とする。

#### 5 調査内容

環境省『自動車騒音常時監視マニュアル』に準ずること。

##### (1) 基礎調査

- ・土地利用状況
- ・道路交通情勢
- ・道路の構造等

監視の対象となる全ての道路に面する地域について、以上の項目の把握を行う。

##### (2) 沿道状況の把握

- ・建物位置
- ・住居等戸数
- ・環境基準の種類・都市計画用途地域

建物属性について、面的評価に使用する電子地図と比較して現況が著しく異なっていないかを確認し、状況が異なっている場合は、周辺の地形、建物用途、建物形状、建物周辺の障害物の存在状況を把握・整理する。詳細は、本市と協議の上決定する。

また、環境基準の種類は都市計画地図（用途地域）等により把握する。

##### (3) 測定

測定地点は当該道路の交通を把握できる位置とする。(1)及び(2)の結果より受託者が測定地点を選定し、本市と協議の上、測定地点を決定する。

- ① 騒音（基準点及び背後地（道路端から50m以内の1地点））
- ② 振動（基準点）
- ③ 交通量（上下車線別・車種別）
- ④ 走行速度（上下車線別平均走行速度）

##### (4) 面的評価

(1)～(3)の結果を使用し、環境省が配布する面的評価支援システムで評価を行う。

#### 6 測定方法

環境省『自動車騒音常時監視マニュアル』に準ずること。

- ① 騒音測定（基準点）はJIS Z 8731により、昼間及び夜間の等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）、時間率騒音レベル（ $L_{A5}$ 、 $L_{A10}$ 、 $L_{A50}$ 、 $L_{A90}$ 、 $L_{A95}$ ）及び最大値（ $L_{Amax}$ ）を測定する。測定時間は24観測時間の各観測時間において毎正時より10分以上とする。
- ② 振動測定は、「振動規制法施行規則 別表第二備考」により、昼間及び夜間の等価振動レベル（ $L_{Veq}$ ）、時間率振動レベル（ $L_{V5}$ 、 $L_{V10}$ 、 $L_{V50}$ 、 $L_{V90}$ 、 $L_{V95}$ ）及び最大値（ $L_{Vmax}$ ）を測定する。測定時間は騒音測定（基準点）に準ずるものとする。
- ③ 騒音測定（背後地）は昼間及び夜間の時間帯で各2観測時間以上（各観測時間におい

て毎正時より 10 分間以上) 測定する。測定機器は全ての測定地点に 1 台ずつ設置すること。(基準点と含めて騒音計は 14 台用意すること。)

- ④ 騒音及び振動は演算機能付きの測定機器を使用することとし、測定したデータを記録すること。
- ⑤ 全ての異常音及び振動は野帳に記録を残し、除外すべき音及び振動の処理は適切に行うこと。
- ⑥ 上下別・車種別交通量(大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車)の測定時間は騒音測定(基準点)に準ずるものとする。
- ⑦ 上下別・車種別平均走行速度(大型車、小型車)の測定時間はサンプル調査によるものとし、24 観測時間の各観測時間において方向別にそれぞれ 10 台の走行速度を調査し、平均走行速度を算出する。
- ⑧ 騒音計マイク、振動計ピックアップの設置場所は、道路端(民有地との境界)とする。
- ⑨ 調査日に降雨、強風等が見込まれる場合は原則として測定を延期する。また、調査路線及びその周辺において、工事や車線規制等により、測定結果に影響を及ぼす可能性がある場合についても、状況に応じて測定地点や測定時間等を変更する。
- ⑩ 測定機器の電源については、原則としてバッテリー等を使用すること。
- ⑪ 調査はすべて有人での測定とし、各地点 2 名体制で行い、少なくとも 1 名は常時調査地点から離れないこと。

## 7 貸与物品

- ① 過年度の自動車騒音常時監視業務提出書類及び電子データ  
※面的評価については、平成 27 年度道路交通センサス情報に基づいて評価されている。
- ② 電子地図(株)ゼンリン製 ZmapTOWNⅡ)
- ③ その他本委託調査の遂行上、必要と認められる資料

## 8 結果の報告

環境省『自動車騒音常時監視結果報告要領』に準ずること。

本委託調査の提出書類は以下のとおりとする。(特に記載の無い場合には、印刷物及び電子データ(CD-R または DVD-R 1 枚に記録したもの)を各 1 部提出すること。)

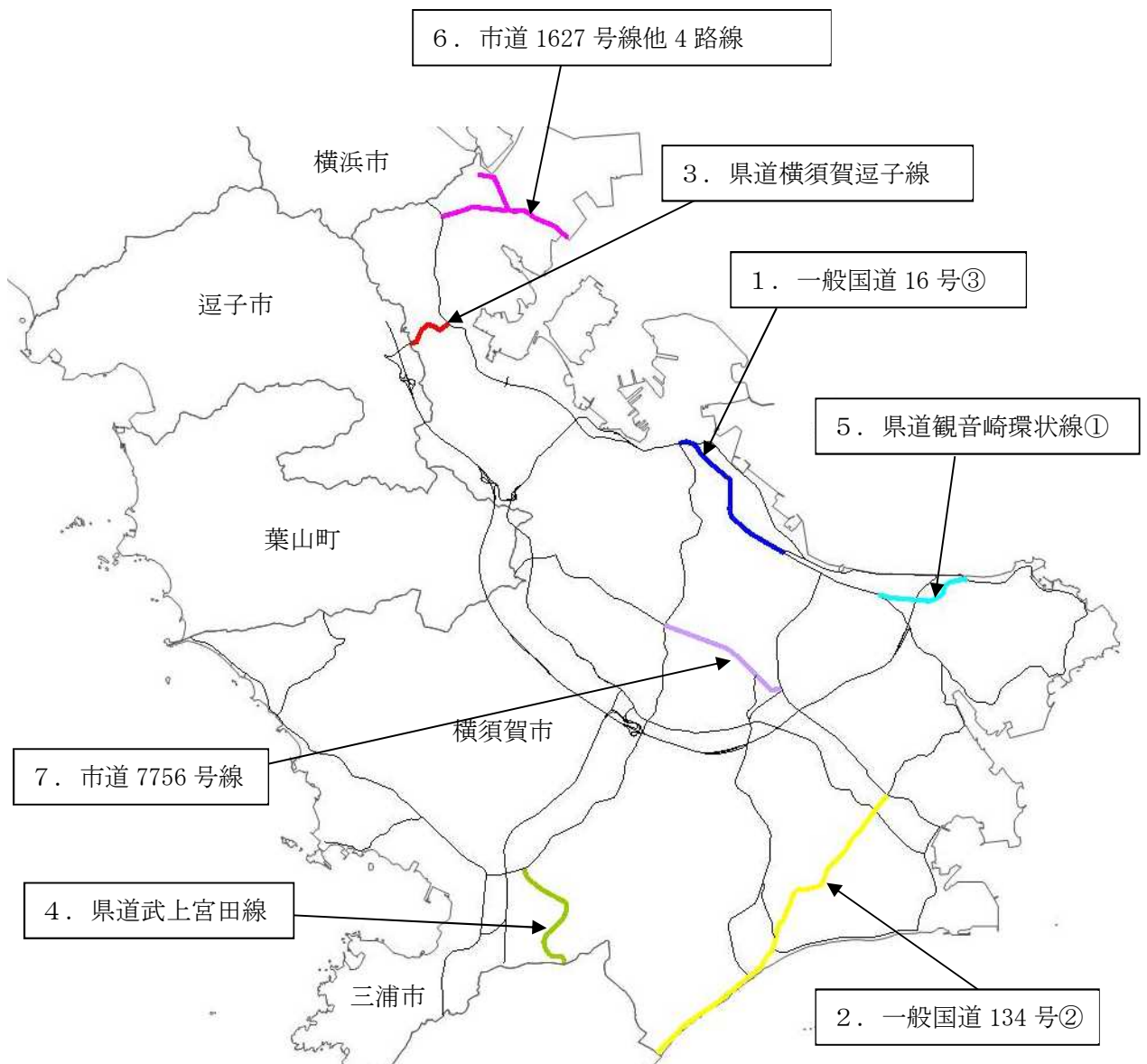
提出書類のうち様式 4-1 及び 4-2 は、速報値として電子データを調査実施後 30 日以内に提出すること。また、全提出書類は令和 6 年 2 月 29 日までに提出すること。

- ① 本市報告様式(1-1~4-2)
- ② 計量証明書(音圧レベル)及び騒音計検定済証の写し(どちらも印刷物のみ)
- ③ 計量証明書(振動加速度レベル)及び振動計検定済証の写し(どちらも印刷物のみ)
- ④ 環境省報告様式(常時監視フォーマット)(貸与する過去の結果に、今回の結果を追加し内容を更新する作業及びエラーチェックの作業を含む。)
- ⑤ 位置図(騒音測定地点、評価区間)(縮尺 1:50,000)
- ⑥ 詳細図(騒音測定地点の平面図(縮尺 1:1,500~1:2,500 程度)及び横断面図(縮尺 1:500~1:1000 程度))

- ⑦ 環境基準達成状況の評価区間別の一括評価（昼夜、昼間、夜間）（縮尺1:25,000程度）
- ⑧ GISデータファイル（データのみ）
- ⑨ 面的評価支援システム全データ（データのみ）
- ⑩ 測定中の現場写真
- ⑪ 現場野帳
- ⑫ その他本委託調査の遂行上、必要と認められる資料

## 9 その他

- ① 測定日、測定地点等が決定次第、本市に実施計画書を提出すること。
- ② 本調査に係る道路使用等の関係官公署の許可手続き、測定地点付近の道路工事等の予定の確認及び測定に係る近隣住民等への協力依頼は受託者が行うこと。
- ③ 面的評価支援システムが動作するパソコン、都市計画地図等については、受託者が別途用意すること。
- ④ 貸与物品及び提出書類等については、本委託調査以外を目的とした使用、公開及び複製を禁止する。
- ⑤ 貸与物品は成果品提出時に返却すること。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項等で疑義が生じた場合は、本市と協議し決定する。



令和 5 年度自動車騒音の常時監視及び振動調査路線図

## 騒音レベル(基準点)

単位:デシベル

No.	路線名 及び 測定場所	用途地域 及び 車線数	時間 区分	測定値 (等価騒音 レベル)	環境基準		要請限度	
					達成 (○×)	基準値	適否 (○×)	限度値
1	一般国道16号③		昼					
			夜					
2	一般国道134号②		昼					
			夜					
3	県道横須賀逗子線		昼					
			夜					
4	県道武上宮田線		昼					
			夜					
5	県道観音崎環状線①		昼					
			夜					
6	市道1627号線他4路線(追浜駅前～ 夏島町)		昼					
			夜					
7	市道7756号線(衣笠十字路～湘南 橋)		昼					
			夜					

注)時間区分 昼間:6～22時、夜間:22～6時

## 騒音レベル(背後地)

単位:デシベル

No.	路線名 及び 測定場所	用途地域	時間 区分	測定値 (等価騒音 レベル)	環境基準	
					達成 (○×)	基準値
1	一般国道16号③		昼			
			夜			
2	一般国道134号②		昼			
			夜			
3	県道横須賀逗子線		昼			
			夜			
4	県道武上宮田線		昼			
			夜			
5	県道観音崎環状線①		昼			
			夜			
6	市道1627号線他4路線(追浜駅前 ～夏島町)		昼			
			夜			
7	市道7756号線(衣笠十字路～湘 南橋)		昼			
			夜			

注)時間区分 昼間:6～22時、夜間:22～6時



## 振動レベル(基準点)

単位:デシベル

No.	路線名 及び 測定場所	用途地域 及び 車線数	時間 区分	測定値 (80%レンジ 上端値)	要請限度	
					適否 (○×)	限度値
1	一般国道16号③		昼			
			夜			
2	一般国道134号②		昼			
			夜			
3	県道横須賀逗子線		昼			
			夜			
4	県道武上宮田線		昼			
			夜			
5	県道観音崎環状線①		昼			
			夜			
6	市道1627号線他4路線(追浜駅前 ～夏島町)		昼			
			夜			
7	市道7756号線(衣笠十字路～湘 南橋)		昼			
			夜			

注)時間区分 昼間:8～19時、夜間:19～8時

交通量

※シートを複製して、全交通量及び車種ごとに1枚ずつ作成してください。

(全車種・大型車I・大型車II・小型車・二輪車)

単位:台(10分値計)

No.	路線名 及び 測定場所	昼間			夜間			合計		
		下り	上り	上下計	下り	上り	上下計	下り	上り	上下計
1	一般国道16号③									
2	一般国道134号②									
3	県道横須賀逗子線									
4	県道武上宮田線									
5	県道観音崎環状線①									
6	市道1627号線他4路線 (追浜駅前～夏島町)									
7	市道7756号線(衣笠十 字路～湘南橋)									

注)時間区分 昼間:6～22時、夜間:22～6時

平均走行速度

※シートを複製して、全交通量及び車種ごとに1枚ずつ作成してください。

(全車種・大型車・小型車)

単位: km/h

No.	路線名 及び 測定場所	昼間平均		夜間平均		日平均	
		下り	上り	下り	上り	下り	上り
1	一般国道16号③						
2	一般国道134号②						
3	県道横須賀逗子線						
4	県道武上宮田線						
5	県道観音崎環状線①						
6	市道1627号線他4路線(追浜駅前 ～夏島町)						
7	市道7756号線(衣笠十字路～湘 南橋)						

注) 時間区分 昼間: 6～22時、夜間: 22～6時

## 路線別環境基準達成状況1

単位：戸

No.	路線名	評価対象全戸数	近接空間				非近接空間(全体)					
			総戸数	昼間夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間夜間とも基準値超過	総戸数	昼間夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間夜間とも基準値超過
1	一般国道16号③											
2	一般国道134号②											
3	県道横須賀逗子線											
4	県道武上宮田線											
5	県道観音崎環状線①											
6	市道1627号線他4路線(追浜駅前～夏島町)											
7	市道7756号線(衣笠十字路～湘南橋)											
合計												

注)時間区分 昼間:6～22時、夜間:22～6時

## 路線別環境基準達成状況2

No.	路線名	評価対象全戸数 (戸)	昼夜とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
			戸数 (戸)	比率 (%)	戸数 (戸)	比率 (%)	戸数 (戸)	比率 (%)	戸数 (戸)	比率 (%)
1	一般国道16号③									
2	一般国道134号②									
3	県道横須賀逗子線									
4	県道武上宮田線									
5	県道観音崎環状線①									
6	市道1627号線他4路線(追浜駅前～夏島町)									
7	市道7756号線(衣笠十字路～湘南橋)									
合計										

注)時間区分 昼間:6～22時、夜間:22～6時

## 路線別環境基準達成状況3

No.	路線名	評価対象全戸数(戸)	近接空間				非近接空間(全体)					
			総戸数(戸)	昼間		夜間		総戸数(戸)	昼間		夜間	
				基準値以下戸数(戸)	比率(%)	基準値以下戸数(戸)	比率(%)		基準値以下戸数(戸)	比率(%)	基準値以下戸数(戸)	比率(%)
1	一般国道16号③											
2	一般国道134号②											
3	県道横須賀逗子線											
4	県道武上宮田線											
5	県道観音崎環状線①											
6	市道1627号線他4路線(追浜駅前～夏島町)											
7	市道7756号線(衣笠十字路～湘南橋)											
合計												

注)時間区分 昼間:6～22時、夜間:22～6時



